

中央会

組合活性化情報



2008.2
No.520

わかやま

- 平成20年度中小企業関係予算案
- 全国中央会補助事業募集
- 中央会だより
- 全国先進組合事例

No.520

2008.2

Contents

W A K A Y A M A

経済五団体新春賀礼会開催	1
ステップアップ講座 ●「経営者のためのパワーアップ講座」PART II	2
平成20年度中小企業関係予算案等の概要	4
税務署からのお知らせ	9
全国中央会補助事業募集案内	10
全国健康保険協会設立	12
次世代育成支援行動計画	13
中央会だより ●メンタルヘルス対策研修会開催	14
青年中央会だより	15
全国先進組合事例	16
高年齢者雇用確保措置	18
地域の就職支援活動	19
情報連絡員報告	20
共済制度のご案内	22

今月の トピックス

経済五団体新春賀礼会開催



1月8日（火）、ホテルグランヴィア和歌山において、和歌山県経済団体連合会主催の第18回新春賀礼会が開催されました。

県内の経済関係者約400名が新年の決意も新たに参集。

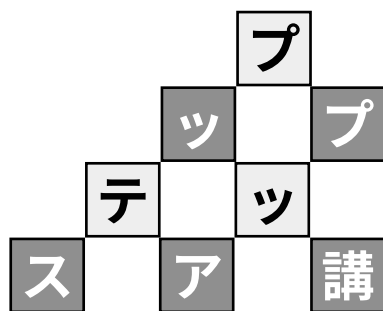
本年の幹事団体である（社）和歌山経済同友会代表幹事片山博臣氏は「首都圏への一極集中、原油高騰等の影響で県内経済を取り巻く状況は依然として大変厳しいものだが、企業が安心して活躍できるまちづくりを踏まえて地域間格差の是正とともに、地域経済の活性化を目指さなければならない。」と挨拶。

和歌山県経済の飛躍と発展を一同で担っていくという意気込みが力強く伝わる盛大な賀礼会となりました。



和歌山県経済団体連合会（下記五団体）

- ・和歌山県中小企業団体中央会
- ・和歌山県商工会議所連合会
- ・和歌山県経営者協会
- ・和歌山県商工会連合会
- ・（社）和歌山経済同友会



経営者のためのパワーアップ

～ 決算書から経営改革のヒントを!! ～

先日、日経新聞に大変ショッキングな記事が掲載されました。全国都道府県の中期（2005年～2020年）的な経済力を示す「潜在成長率」の推計値が日本経済研究センターから発表され、ベスト3は、滋賀県、東京都、三重県で、ワースト3は青森県、奈良県、和歌山県で、和歌山県は最下位かつ唯一マイナス成長になると推計されている。この要因は、人口の減少が続き、高齢化のスピードが速く、若年労働力が急ピッチで減

少するからと分析されている。このような厳しい経済予測を踏まえ、経済活性化のための企業誘致等の経済対策を期待すると同時に、この将来の経済構造の変化に対応すべく個別企業の不断の経営改革が今後ますます重要になると考えます。

さて、今回と次回は、決算書から経営改革の切り口を見出して経営改革を進める手法について考えていきたいと思います。

1. 決算書は経営情報の宝の山

経験的に言えば、決算書を「見る」経営者は多いが、「読む」経営者が少ないように思います。見るのは「売上高」と「利益」だけで、計数面で自社の経営状況がどういう状態か十分把握されていない経営者も結構おられます。損益計算書（P/L）は会社の活動状況・損益の構造・特徴がわかります。貸借対照表（B/S）は、会社の健康状態がわかります。決算書を3～5年時系列で並べてみると、計数面で見た会社の歴史・変化がわかります。また、決算書の実数を比率等に加工することで自社の経営状況の変化や特徴をより具体的に把握することができます。これらの計数が自社にとって何を意味しているのかを読み取って頂きたい。そこか

ら経営改革の切り口が見出されると思います。

決算書ほど会社の経営情報の詰まっている書類は他にないと私は思っています。これらの経営資料は、税理士さんから還元されていると思いますので十分活用されることをお勧めします。

P/Lは、損益構造の改革を通じて収益力を高めること、B/Sは、無駄な資産（ぜい肉）の圧縮・健全化改革を通じて資産の効率化を図ることが経営改革の主要な切り口となります。

経営改革の体系図（次ページ）を私なりにまとめていますので参考にしてください。

2. 販売収益力の改革

収益力の改革は、「売上高の増強」と「原価の低減」により損益構造を改革し、利益を拡大させることにつきます。

<売上増強>

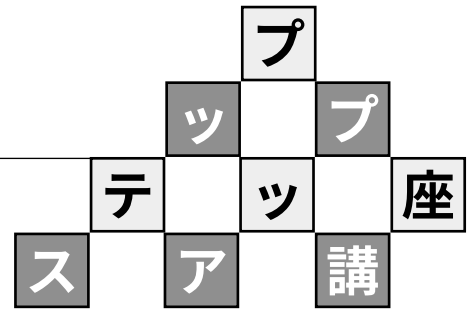
売上高は、数量と単価の積で決まり、数量は取引先数（客数）と購買頻度で決まることから、売上増強には、これらを最適に組み合わせた戦略を構築する必要があります。具体的な売上増強策は、業種・業態により異なるので、ここでは1つの業態を取り上げ売上増強戦略の参考として頂きたい。

優れた販売戦略をとっている事例として「コンビニ」

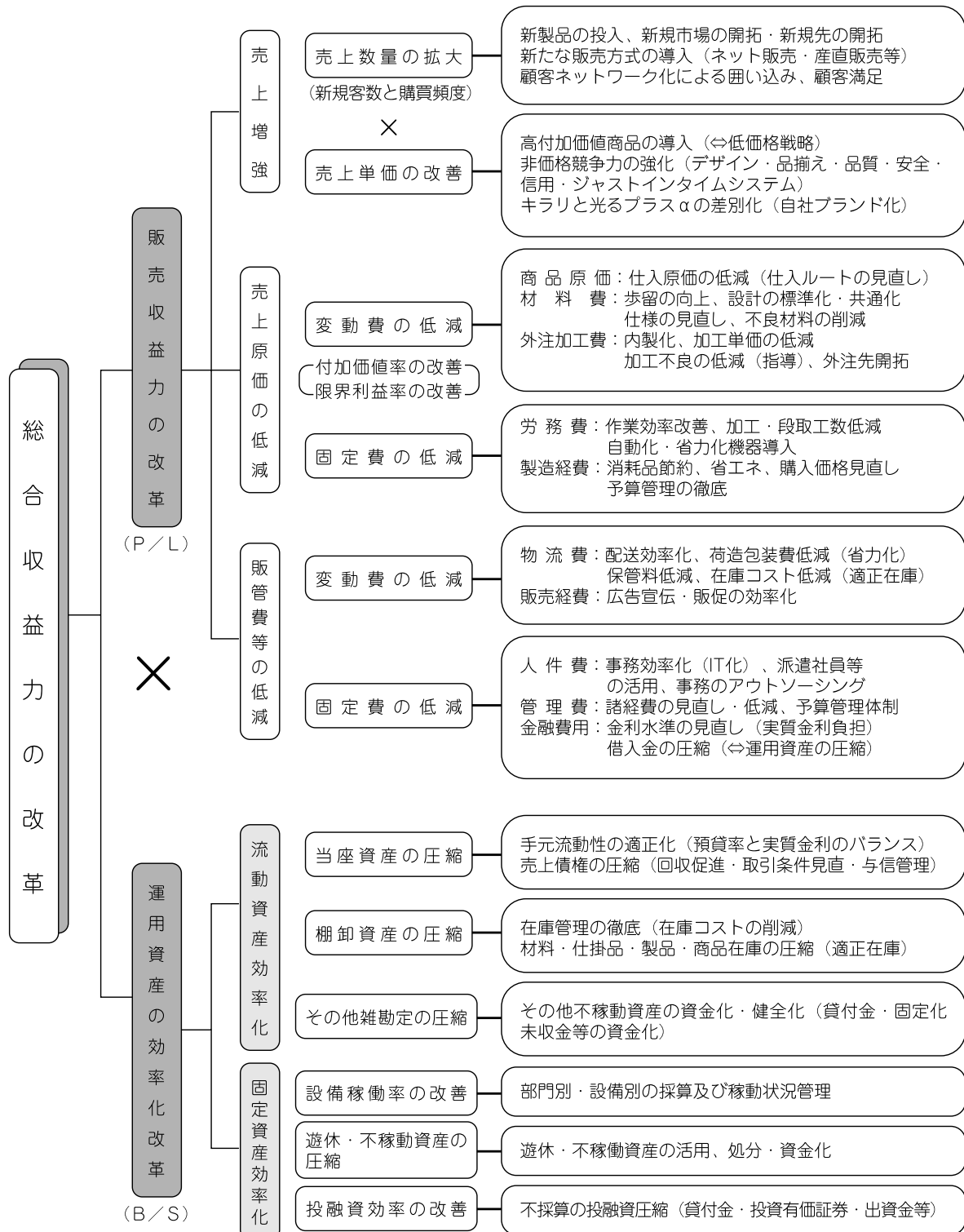
について考えてみると、もともとコンビニは便利な雑貨屋にすぎないお店であったが、現在では、車社会に合わせた好立地・広い駐車場、飲食関連品から日用品、金融・通信サービスまで幅広い顧客ニーズに適応した豊富な品揃え、長時間営業による利便性、商品・顧客の高回転率、ブランド力などを武器に強力な顧客誘引力を誇っている。徹底した顧客満足志向と事業運営の徹底した効率化及びブランド力を実践しているコンビニ経営には売上増強戦略の多くのヒントが隠されていると思います。

講座 PART II

大前ビジネス研究所 所長
中小企業診断士 大前 孝 司



決算書から経営改革のヒント



平成20年度

中小企業関係予算案等の概要

経済産業省 中小企業庁

基本的考え方

我が国経済は、全体として緩やかに息の長い景気回復が続けているが、企業規模や地域によるばらつきが拡大している。

このような状況の下、地域中小企業による「付加価値の創造」、それを支える「経営力の向上」、努力や能力に応じて企業が利益を上げられるような公正かつ効率的・合理的な「事業環境の整備」の3つの観点から総合的・集中的に施策を講じることにより、中小・小規模企業の生産性向上・潜在力の発揮を図り、将来の成長と地域の活性化を実現する。

このため、以下の考え方を基本に、予算、法律、税制、財政投融资等あらゆる政策手段を総動員して、中小企業対策を展開する。

予算案等

1. 予算案（経済産業省計上）

平成20年度予算案	平成19年度予算	対前年増減
1,304億円	1,260億円	+44億円

2. 20年度産業投資資金（出資）

平成20年度	平成19年度	対前年増減
311億円	42億円	+269億円

3. 19年度補正予算額

平成19年度補正予算額	平成18年度補正予算額	対前年増減
2,757億円	945億円	+1,812億円

【内訳】（財務省計上分を含む）

- ・ 原油高対策（中小公庫出資金）： 237億円
- ・ 災害対策（中小公庫・国民公庫出資金）： 194億円
- ・ 中小企業金融・信用補完（中小公庫補給金・出資金）： 2,326億円

重点項目

1. 付加価値の創造

（1）「農商工連携」の促進

地域に根ざした農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」を促進するため、地域産品の輸出促進、ITの活用による販路開拓や農業生産の効率化、人材確保・育成等への支援を、省庁横断的かつ集中的に推進する。

（i）地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援

中小企業地域資源活用プログラムや成功報酬型販路ナビゲーター創出支援事業等の支援策の集中的な実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発を効果的に支援する。

(ii) 地域産業におけるイノベーションの促進

ITの活用による販路開拓・生産流通管理等への支援、産学官連携による実用化研究開発の推進等、地域産業におけるイノベーションの促進を支援する。

(iii) 地域産品の輸出促進

地域産品の輸出を行う民間主体の市場拡大を図るため、主要輸出市場における調査、農林水産物等の輸出促進を実施する。

20年度予算案

.....> 102.6億円（関連事業予算のうち、農商工連携関係の枠を確保）

(2) 「中小企業地域資源活用プログラム」の推進

「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域における新商品、新サービスの創出を支援する。

各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用し、5年間で1,000件の新事業創出を目指す。

「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、全国10ヶ所の支援拠点におけるハンズオン支援や試作品開発、展示会出展等に対する支援を行うことにより、各地域の強みである地域資源を活用した新商品・新サービスの創出を図る。また、地域中小企業応援ファンドの組成を着実に進める等、引き続き資金調達の円滑化を図る。

20年度予算案

19年度予算

中小企業地域資源活用プログラム.....> 116.7億円（101.3億円）

(3) 中小企業における人材能力の向上

若手人材の量的不足等の一方、団塊の世代は大量に定年を迎える。大企業、都市部に偏在した団塊世代の有する技術やノウハウが活用されるよう、企業等を退職した人材が、地域・中小企業で新現役として再活躍できる仕組みを構築する（「新現役チャレンジプラン」）。

また、高専を活用した現場人材の育成、工業高校等での実践教育の支援を強化する。

(i) 団塊世代の技術・ノウハウの活用（「新現役チャレンジプラン」の推進）

企業等を退職した団塊世代等の人材（「新現役」）が、その技術やノウハウを活用し、地域・中小企業において活躍できるよう、人材の登録システムの導入、きめ細かい人材発掘・管理などにより、新現役人材のニーズ・シーズの発掘や「新現役」と企業とのマッチングを行う。

20年度予算案

19年度予算

新現役チャレンジ支援事業.....> 21.2億円（新規）

(ii) 中小企業のための人材の育成

中小ものづくり人材の育成・確保を行うため、高専等の設備を活用した中小企業の若手技術者育成カリキュラムの開発、各地域の産業界・工業高校・行政等の連携による実践的教育プログラムの充実など人材育成支援策を講ずる。

20年度予算案

19年度予算

中小企業ものづくり人材育成事業.....> 7.6億円（5.4億円）

(4) 研究開発・創業等の支援

中小企業技術革新制度（SBIR制度）に段階的競争選抜方式を導入することにより、中小・ベンチャー企業による革新的でリスクの高い研究開発を支援する。

また、1昨年6月に施行された「中小ものづくり高度化法」等に基づき、中小企業と川下産業の連携による研究開発等を支援する。

さらに、販路開拓の全国展開の促進など、創業に係る経営を支援し、地域における小規模事業者等の挑戦を支援する。

(i) 中小企業の革新的技術開発の支援

革新的でリスクの高い研究開発を行う中小・ベンチャー企業の有する新技術の事業化を支援するため、他の省庁・独立行政法人と協力・連携して調達可能性のある研究テーマ等を設定し、段階的競争選抜方式の導入等により、中小企業技術革新制度（SBIR制度）を革新する。

20年度予算案

19年度予算

SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業.....> 5.0億円（新規）

(ii) ものづくり中小企業の競争力強化

「中小ものづくり高度化法」等に基づき、重要産業分野の競争力を支える基盤技術について、川下産業のニーズを踏まえた研究開発を支援し、ものづくり中小企業の競争力強化を図る。また、低利融資制度の拡充により、中小企業の研究開発を支援する。

	20年度予算案	19年度予算
戦略的基盤技術高度化支援事業……………	> 88.0億円	(93.6億円)

(iii) 販路開拓の全国展開支援

成功報酬型で販路開拓を行う民間ビジネスの認知度向上と信用力確保に取り組むことにより、地域に根ざした中小・ベンチャー企業の全国市場に向けた販路開拓を支援する。

	20年度予算案	19年度予算
成功報酬型販路ナビゲーター創出支援事業……………	> 2.0億円	(1.3億円)

2. 経営力の向上

(1) 頑張る小規模企業応援プランの推進

小規模事業者等が基礎的な経営力強化を図り、将来の発展・成長を実現しようとする挑戦を応援すべく、ITの活用を通じた会計・財務等の経営力の向上を支援する。また、企業の財務等の情報を蓄積し、マル経融資等の迅速かつ円滑な資金供給や、きめ細かな経営サポートに活用するための情報データベースを整備する。

また、全国に、小規模事業者の前向きな取組を支援するためのモデルとなるような先進的な拠点を整備する。小規模事業者等の抱える固有の諸課題を把握し、団塊世代をはじめとする全国の人材等を有効に活用しながら、企業のニーズに対応した人材の派遣や経営支援を行う応援コーディネーターを配置し、ヒト・情報・カネの政策資源を集中的に投入する。

(i) IT活用等による経営力向上・生産性向上支援（含む財投要求）

ITの活用を通じ、会計・財務の透明化、経営課題の明確化など、小規模事業者等の経営力の向上を支援する。また、マル経融資制度の迅速化・対象業種の拡大（※）・貸付限度額の拡大・貸付期間の延長等や、小規模企業に対するきめ細かい支援、成功事例の展開等の経営サポートを行う。併せて、これら支援に活用するため、企業の財務等の情報データベースを整備する。

（※）生活衛生関連業種（飲食店営業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）を新たに対象に追加。

また、インターネット上での財務会計ソフト等の活用やオンライン経営支援等を受けられるシステム（SaaSなど）の開発・普及・活用、IT活用能力向上のための研修の充実、IT専門家の派遣等により、IT化を通じた小規模事業者等の経営力向上を支援し、その生産性向上を図る。

	20年度予算案	19年度予算
小規模企業経営支援情報・金融連携事業……………	> 4.3億円	(新 規)

中小企業経営革新プラットフォーム整備事業

（インターネットを活用した中小企業経営革新システム（SaaSなど）の開発・普及）

	20年度予算案	19年度予算
……………	> 23.0億円	(新 規)
IT経営実践促進事業……………	> 11.3億円	(新 規)

マル経融資の迅速化・貸付枠の拡充・貸付期間の延長等【国民公庫】
国民公庫融資の迅速化【国民公庫】

(ii) モデル拠点の整備、専門人材の活用によるきめ細やかな支援の実施

全国に先進的な経営支援を行うモデル拠点を整備する。応援コーディネーターが中核となって技術・ノウハウを有する高度専門人材や団塊世代の企業OB（「新現役」）などあらゆる中小企業関連施策等を活用して、IT化、販路拡大等、小規模事業者等の抱える固有の諸課題に対応し、小規模企業の経営力の向上及び将来の成長に向けた努力を重点的・集中的に支援する。その際、リレーションシップバンキングに取り組む地域金融機関をはじめ、関係支援機関のパートナー化を図る。

	20年度予算案	19年度予算
経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業 （後述の事業承継支援センターの設立支援を含む）……………	> 51.6億円	(新 規)

(2) 中小企業の事業承継の円滑化

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な問題がある。

事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を図るべく、法的措置を含めた事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずる。

○事業承継の円滑化に向けた総合的な支援（含む財投要求）

事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を図るべく、法的措置に加え、事業承継税制の抜本拡充、事業の継続・発展に向けた廃業と開業のマッチング等をサポートする事業承継支援センターの設立支援、中小企業経営者及び後継者向け等の研修・セミナーの強化を図るなど、事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずる。

	20年度予算案	19年度予算
中小企業事業承継円滑化支援事業……………	5.1億円	(2.0億円)
事業承継支援センターの設立支援……………	20.0億円	(新 規)
事業承継資金融資制度の抜本拡充【中小公庫・国民公庫】		

(3) まちづくりの推進・商店街の活性化

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するとともに、空き店舗を利用したコミュニティ機能の強化や就業機会の創出など、その集積性・立地環境を活かした様々な社会機能が集積する場として商店街の活性化を推進する。

中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地で実施される、商業基盤施設の整備等の商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設立・運営支援等、意欲ある商業者の取組について支援を行い、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進する。

また、地域コミュニティを支える商店街の振興を図るため、空き店舗を活用した育児施設、高齢者交流施設等のコミュニティ施設や、起業・就業等のためのオフィススペースの設置等を支援する。

更に、平成20年度においては、空き店舗対策をより一層強化するため、事業承継支援センターの設立支援により商店街における事業承継の円滑化を推進するとともに、小規模企業者の大宗を占める小売商業者の経営基盤の強化を図るための高度専門人材の派遣等を実施することにより商店街の活性化を積極的に推進する。

	20年度予算案	19年度予算
……………	102.8億円	(92.7億円)

3. 事業環境の整備

(1) 資金調達の円滑化

金融情勢は全般的には緩和しつつあるものの、二極分化が広がり、小規模企業を中心として、資金調達難に直面する中小企業は多い。

担保・自己資本が不足しがちな小規模企業等への資金供給機能の強化、運転資金不足を克服するための売掛債権の早期現金化支援等、従来手薄だった企業の資金ニーズへの対応策を講ずる。

また、急な資金ニーズに対応するための保証枠を予め確保する予約保証の導入、ワラント付保証の導入等ハイブリッド型金融による創業・新分野挑戦資金の調達支援等、小規模・中小企業の生産性向上に資する制度整備を行う。

(i) マル経融資制度の強化等による小規模企業等の資金調達の円滑化（財投要求）

マル経融資の迅速化・貸付枠の拡充・貸付期間の延長等【国民公庫】
国民公庫融資の迅速化【国民公庫】

(ii) 中小・小規模企業の多様な資金ニーズへの対応（含む財投要求）

運転資金不足を克服するための売掛債権の早期現金化支援、急な資金ニーズに対応するための保証枠を予め確保する予約保証の導入など、従来手薄だった企業の資金ニーズへの対応策を講ずる。

	20年度予算案	19年度予算
売掛債権の早期現金化支援……………	20.2億円	(新 規)
予約保証の導入【信用保証協会】		

(iii) ハイブリッド型金融の拡大（財投要求）

ワラント（新株予約権）付保証の導入により、創業・第二創業期の中小企業への金融支援を拡充し、リスクのある創業や、新分野への挑戦のための資金調達を支援する。

ワラント付保証の導入【信用保証協会】

成功払い型融資の拡大【中小公庫】

(iv) 中小企業の新事業展開・企業再建等の資金面での支援（財投要求）

財政投融资（産業投資等）の活用により、中小企業の新規立地に対する低利の融資制度を創設するとともに、企業再建に対する融資制度を拡充し、地域の活性化に向けた中小企業の取組を資金面から支援する。また、新事業や企業再建等に取り組む中小企業に対して、当該企業の財務体質の強化につながる融資制度を創設する。

中小企業の新規立地促進のための融資制度の創設【中小公庫・国民公庫】

中小企業の企業再建支援のための融資制度の拡充【中小公庫・国民公庫】

中小企業の挑戦の財務強化による支援のための融資制度の創設【中小公庫】

(v) 担保・保証人に依存しない金融の推進（財投要求）

第三者保証・本人保証を不要とする融資や、無担保の融資の更なる拡大を図るなど、担保や個人保証に過度に依存しない金融を推進する。

第三者保証人等を不要とする融資の限度額の引き上げ【国民公庫】

本人保証猶予特例の範囲拡大【中小公庫】

無担保融資の金利引き下げ【中小公庫】

(vi) 中小企業向け金融・信用補完の財政基盤の強化

中小企業金融公庫（20年10月からは日本政策金融公庫に統合）への財政措置を講じ、融資部門等の財政基盤を強化するとともに、信用保証の円滑な実施を図るため、信用保証協会に対する補助を行う。

	20年度予算案	19年度予算
中小企業金融公庫融資部門補給金	122.4億円	(62.0億円)
日本政策金融公庫危機対応円滑化関連	5.3億円	(新規)
信用保証協会基金等補助	54.0億円	(54.0億円)

(2) 下請適正取引等の推進

中小企業の生産性向上の観点から、下請取引に関する「駆け込み寺」機能を持つ下請適正取引推進センター（仮称）を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインのフォローアップ及び普及啓発等により、下請適正取引等の推進を図る。

昨年6月に、素形材、自動車等の主要な7業種について、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定。今後は、ガイドラインの周知・普及啓発によりベストプラクティスの推進及び取引慣行の改善をさらに進めるとともに、下請取引に係る相談の受付、裁判外紛争解決等を行う下請適正取引推進センター（仮称）を全国規模で整備する。また、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用や同法の遵守のため、親事業者を主たる対象とする講習会の開催を行うほか、下請事業者の親事業者からの自立化支援のための研修会を開催するなど、下請適正取引等の推進を図る。

	20年度予算案	19年度予算
中小企業取引適正化事業委託費	6.0億円	(0.9億円)

(3) 地域中小企業の再生支援

これまで約2,000件の再生計画策定を支援している各地域の中小企業再生支援協議会の機能を拡充強化し、地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応し、きめ細かくサポートする体制を整備する。

また、小規模企業の円滑な再生を図るため、信用保証協会の一層の活用を図る。

○「地域中小企業再生支援ネットワーク」の強化（含む財投要求）

	20年度予算案	19年度予算
中小企業再生支援協議会事業	45.3億円	(33.2億円)
再生支援業務の強化【信用保証協会】		

税務署からのお知らせ

確定申告は 正しく お早めに！

確定申告の期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、申告書はできるだけ自分で書いて、お早めに提出してください。

なお、出来上がった申告書は郵送等でも提出できます。

所得税・贈与税の申告と納税は3月17日（月）まで
消費税・地方消費税の申告と納税は3月31日（月）まで

※平成19年分所得税の主な改正点

平成19年分所得税においては、主に次の事項が改正されていますのでご注意ください。

- ① 定率減税の廃止……………平成18年分をもって、定率減税が廃止されました。
- ② 所得税の税率の改正……………所得税の税率構造が次のように改められました。

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上		40%	2,796,000円

③ 地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。平成19年以降、居住用の家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約にかかる地震等相当部分の保険料を支払った場合には、最高5万円を限度としてその全額を控除することができます。

経過措置として、平成18年12月末までに締結した長期損害保険契約等にかかる保険料については、平成19年以後の各年において、これまでと同様に最高1万5千円を限度として損害保険料控除の適用がありますが、地震保険料控除とあわせて最高5万円が限度となります。

所得税及び贈与税の
申告と納税は、
3月17日まで！
消費税及び地方消費税の
申告と納税は、
3月31日まで！

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して所得税の申告をすると…

1 確定申告書等作成コーナーから直接電子申告することができます。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、e-Tax用の申告データが作成でき、作成したデータを当コーナーから直接電子申告することができます。



2 最高5,000円の税額控除を受けることができます。

所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、期間内(注)に、e-Taxを利用して行う場合、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)の控除を受けることができます(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)。

(注) 平成19年分は平成20年1月4日から3月17日、平成20年分は平成21年1月5日から3月16日。



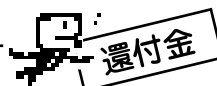
3 医療費の領収書や源泉徴収票等の提出又は提示を省略できます。

平成19年分以降の所得税の電子申告においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の書類は、記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出又は提示を省略することができます(平成20年1月から適用)。

なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、提出又は提示を求めることがあります。



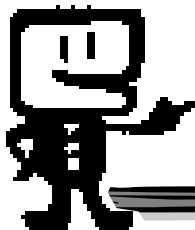
4 e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)



e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、事前に利用開始のための手続等が必要です。
開始届出書は、インターネットを利用してオンライン提出ができます。

詳しくは、 **イータックス** で **検索**

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



組合等の中小企業連携組織に 対する補助事業募集案内

このたび、平成20年度全国中央会事業のなかで、当県の組合等においても活用することが可能な補助事業が、募集開始されることになりました。

つきましては、募集の概要についてお知らせしますので、是非活用につきご検討されますよう、ご案内申し上げます。

1 補助事業の概要

(1) 中小企業組合等活路開拓事業

イ. 事業の概要

中小企業が組合等を中心に、共同して新たな活路を見出すために実施する将来ビジョンの策定、そのビジョンの成果を具体的に事業化・実用化しようとする事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額（予定）

補助対象経費総額の10分の6以内であって、12,297千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 80組合等

(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

イ. 事業の概要

組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムに関する調査研究・開発及びこれらシステムの普及のための事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額（予定）

補助対象経費総額の10分の6以内であって、12,297千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 35組合等

(3) 組合等Web構築支援事業

イ. 事業概要

Webサイトを構築し、組合情報、組合員企業情報等を広く発信し、業界の活性化及び個別企業の新たなビジネスチャンスの創出を図る事業に対し

支援を行います。

ロ. 補助金額（予定）

補助対象経費総額の10分の6以内であって、600千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 135組合等

(4) 連合会（全国組合）等研修事業

イ. 事業の概要

全国地区の連合会がその会員組合等の専従役員等を、又は全国組合等がその組合員等を対象として、組合等の運営に必要な知識及び業種別専門知識を付与するため行う研修事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額（予定）

補助対象経費総額の10分の6以内であって、2,100千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 35組合等

(5) 組合等自主研修事業

イ. 事業の概要

組合等が、その組合員（会員）等を対象に研修を行うことにより、組合等の人材養成を促進するために実施する事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額（予定）

補助対象経費総額の10分の6以内であって、210千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数 100組合等

2 補助対象となる組合等

(1) 組合等の種類

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①事業協同組合 | ②事業協同小組合 |
| ③火災共済協同組合 | ④信用協同組合 |
| ⑤協同組合連合会 | ⑥企業組合 |
| ⑦協業組合 | ⑧商工組合 |
| ⑨商工組合連合会 | |
| ⑩商店街振興組合(連合会を含む。) | |
| ⑪生活衛生同業組合(連合会を含む。) | |
| ⑫社団法人 | ⑬共同出資会社 |
| ⑭中間法人 | ⑮有限責任事業組合(LLP) |
| ⑯任意グループ | |

(2) 補助対象組合等の要件

イ. 平成20年1月1日現在、設立(結成)後、1年以上経過している事業協同組合等の中小企業関係組合

ロ. 上記2.(1) ⑫～⑯については、構成員の3分の2以上が中小企業者で、平成20年1月1日現在、設立(結成)後、1年以上の活動実績があること。

さらに、⑬～⑮にあつては、3人以上の中小企業者が出資等する中小企業者であつて、その出資総額等の3分の2以上を中小企業者が出資等し、かつ構成員たる中小企業者の利益となる事業を目的とするものであること。

⑯にあつては、3人以上の中小企業者で構成し、構成員の3分の2以上の中小企業者の利益となる事業を行うものであること。

3 補助対象組合等の募集・選考日程



4 本件に関するお問い合わせ先

和歌山県中央会 TEL 073-431-0852 まで



全国健康保険協会が 設立されます。

平成20年
10月より

平成20年10月、中小企業等の従業員とその家族（約3,600万人）が加入する政府管掌健康保険を運営する法人として、新たに全国健康保険協会が設立されます。

協会は、健康保険法に基づき設立される保険者（非公務員型の法人）であり、民間企業等のノウハウを積極的に導入し、被保険者サービスの向上や業務改革を積極的に取組んでいくこととしています。

また、本部のほか、都道府県ごとに支部を設け、地域の事業主・被保険者のご意見を踏まえ、被保険者等の皆様に保険給付や生活習慣病の予防など地域の実情に応じた事業展開を行っていくこととしています。

全国健康保険協会の概要は、次のとおりです。

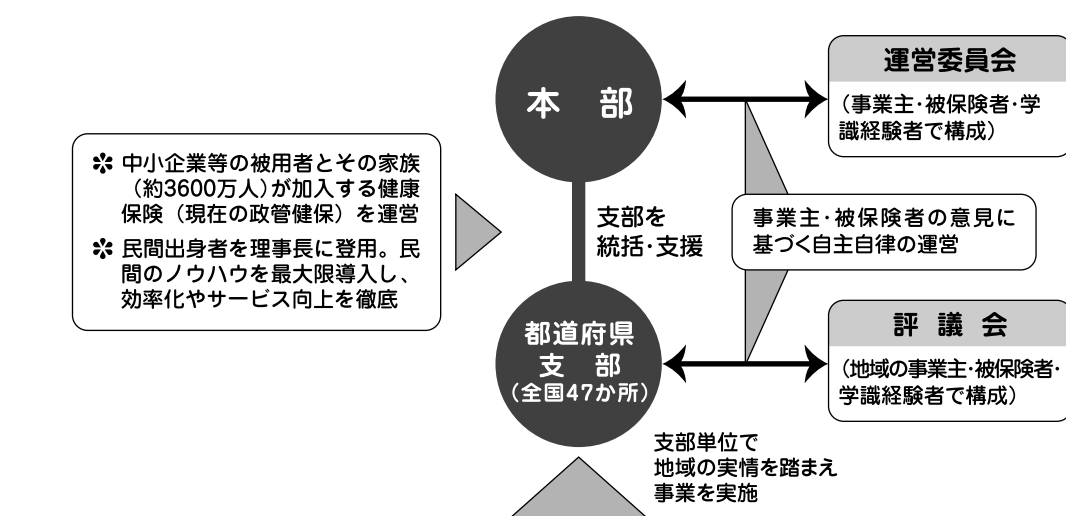
愛 称

協会けんぽ

シンボルマーク



● 全国健康保険協会について ●



保険運営の企画

- 都道府県別保険料率の設定
- 財政運営
- 業務改革・サービスの向上
- 医療費分析、情報発信

保険給付

- 被保険者証の発行
- 窓口サービス・相談
- 保険給付
- レセプトの点検

保健事業（予防）

- 健診
- 保健指導
- 情報提供・相談
(生活習慣病の予防を強化)

※ 事業所の適用や保険料の徴収の業務は日本年金機構において厚生年金業務と一体的に行い、保険給付に必要な財源は厚生労働省から協会に交付金として交付

関連情報

和歌山社会保険事務局のホームページをご覧ください ☎ <http://www.sia.go.jp/~wakayama/>

お問合せ先

和歌山社会保険事務局 保険課 栗本・新田 Tel 073-421-8602 Fax 073-435-1852

次世代育成支援対策推進法に基づく 行動計画を策定し、認定を目指した 取り組みを進めましょう！

和歌山労働局雇用均等室

1. 一般事業主行動計画とは？

少子化が急速に進む中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年4月に全面施行されました。

この法律で、企業が策定することが求められている「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」といいます）とは、

「企業が、従業員の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取り組みを行うために、以下の3つの項目が含まれている計画」のことを指します。

計画期間	1回の計画期間は2年から5年 が望ましく、2015年3月31 日までの期間をいくつか に区切ることを目安とします。
目 標	関係法令で定められている 最低基準を上回っており、 現状から1歩でも2歩でも進 んだものであれば、各企業 で自由に設定できます。
目標達成の ための対策 とその実施 時期	目標を達成するために、い つまでにどのようなことに 取り組むかを具体的に記述 します。

■ 行動計画については企業の実情に合わせて自由に決めることができ、特に決まりはありません。ただし、認定を希望する場合は、「雇用環境の整備」に関する項目を少なくともひとつ盛り込む必要があります。

2. 認定を受けて企業のイメージアップを！

(1) 認定とは？

従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たす場合には、厚生労働大臣（具体的には都道府県労働局長）に「次世代育成支援対策推進法に取り組んでいる企業」として認定される仕組みがあります。

(2) 認定を受けるメリット

認定を受けると下記のマークを利用することができます。このマークは言わば、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」を示していると言えるでしょう。



（認定マーク）くるみん

このマークを求人広告、自社の商品やその広告、企業の名刺や封筒などにつけて対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。

(3) 認定を受けるには？

行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局雇用均等室に届け出、その計画で設定した目標を達成し、一定の基準を満たす場合、都道府県労働局雇用均等室に申請を行うことにより、認定を受けることができます。

問い合わせ先

和歌山労働局雇用均等室

..... TEL 073-421-6257

メンタルヘルス対策研修会開催!!

1月22日(火)、ルミエール華月殿において、メンタルヘルス対策を実施する事業場の体制整備等に関する研修等支援事業研修会が開催されました。

この研修会は、今日、労働者の受けるストレスは拡大傾向にあることから、事業場におけるメンタルヘルス対策等の推進を図る目的で実施しました。

研修会は特定社会保険労務士 寺西 豊先生をお招きして、「職場における心の健康づくり」をテーマに、メンタルヘルス対策の必要性についての説明が行われました。

メンタルヘルス対策は、企業のリスクマネ

ジメントであり、事業場の実態に合わせて考え、実行可能な部分から、管理監督者や従業員等が一体となって取り組むことが重要との事でした。

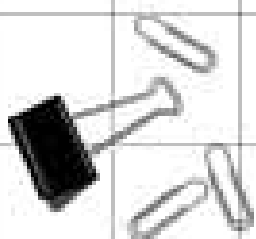
また、今年4月から、労働者数が50人未満の事業場においても、長時間労働者に対しての医師による面接指導の実施が義務づけられるため、過重労働による健康障害防止対策についての説明が行われました。

研修会は多数ご参加頂き、質疑応答が行われるなど関心の高さをうかがわせ、参加者はメンタルヘルス対策についての理解を深めました。



青年中央会だより

組合青年部講習会開催!!



1月26日（土）、和歌山県民文化会館において、組合青年部講習会が開催されました。

この組合青年部講習会は、中央会の会員組合で青年部が有る組合を対象に、夏と冬の年2回開催しています。

今回の講習会は、（株）ウイング 取締役副社長 新吉廣氏をお招きして、「経営者として、知っているはず——でも確認を」をテーマに実施しました。

参加者は現在の社会情勢、経営者としての基本的な考え方や社員への接し方等について再確認する事ができました。

また、講習会終了後には、懇親会（新年交流会）も開催され、情報交換を行い、青年部間の交流がより一層深まりました。



全国先進組合事例

北海道

小さな過疎の町から全国へネット販売する広尾産直市場

広尾町産直ネット販売協同組合

所在地 〒089-2615

広尾郡広尾町本通5丁目1番地

電話番号 01558-2-0288

FAX番号 01558-2-0288

設立 平成17年8月

出資金 210千円

組織形態 産地組合

地区 広尾郡広尾町

主な業種 製造業、卸小売業、サービス業

組合従業員 1人

組合員 21人

URL <http://hiroo-net.jp/>

小さな過疎地でも頑張っている様子が町民をはじめ中小企業者に伝わり、閉塞感から脱却しきれない小規模事業者や過疎地域に夢と希望を与えた

背景と目的

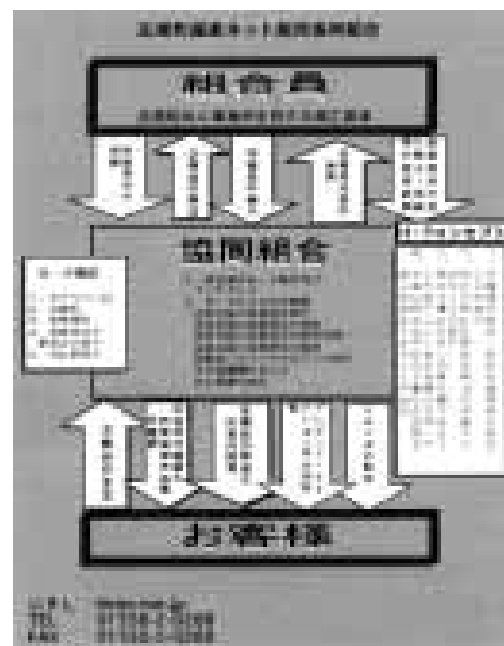
従来、全国への情報発信や販路拡大のため、大消費地の百貨店や量販店にて催事を利用した商品販売を行っていた。しかし、遠隔地のため経費や人手が掛かり経済性に乏しい状況であったのを反省し、小さな町からも全国に向け情報発信ができるネット販売を手がけることとした。

事業・活動の内容

世界有数の漁田である前浜（襟裳）を擁する当地域は、「ハタハタ、毛ガニ」や太平洋道東沿岸でしか捕れない「シシャモ」など「希少な魚種」や「高級魚」が漁獲される地域である。従来は販路拡大のため、大消費地の百貨店や量販店において開催される催事を利用した商品販売を行っていたが、このような大量流通形態では高付加価値商品としての販売が難しいこと、また、催事会場は大消費地であることから必然的に遠方となるため、経費や人手が掛かることから必ずしも効率がよいものとはいえなかったことから、ネットによる販売を手がけることとした。開始するに当たっては、大手サイトへの登録では出店費用が嵩むこと、大量の情報が埋没すること、個性を出しにくいこと、小回りが利きにくいことなどから、小さいながら独自のサイト制作を行い、組合員の登録商品を一括受発注、一括管理運営することとした。

成果

大手のサイトや膨大な出品者の中であって、巨漢の大型店に立ち向かう地方の寄合い百貨店であるが、広尾町ならではの商品の紹介及び販売方法、そして、お客様に組合員の顔が見えるサイト運営を続けながら、組合員の城が築けるような規模や組織形態にすべく邁進努力している。その結果、小さな過疎地でも頑張っている様子が町民をはじめ中小企業者に伝わり、閉塞感から脱却しきれない小規模事業者や過疎地域に夢と希望を与えた。



▲広尾産直ネット概念図

福井県

雪と寒さに強く洋風建築にマッチした越前瓦の開発

福井県瓦工業協同組合

所在地 〒910-0017

福井市文京6丁目7番3号

電話番号 0776-22-3912

FAX番号 0776-22-6463

設立 昭和39年6月

出資金 4,075千円

組織形態 同業種同志型組合

地区 福井県

主な業種 瓦製造業、屋根工事業

専従理事 1人

組合従業員 1人

組合員 23人

URL <http://www.f-kawara.jp/>

越前瓦は大雪でも安心な耐久性を備えているが、今日主流の洋風住宅とマッチしないため越前瓦の特性を活かしつつ、消費者ニーズに合致した洋風瓦を産学官が連携して開発した

背景と目的

屋根業界は近年の建築の変化により、屋根材の多種多様化が進展している。平板瓦や新しい屋根材が普及してきており、他県の産地が攻勢をかけてきているため越前瓦は厳しい状況にある。そのため、雪に強い越前瓦の特性を活かしつつ、消費者ニーズに合致した洋風瓦を開発することを決意した。洋風建築にマッチしたデザインやカラーを施した洋風越前瓦を開発し、消費者の洋風住宅志向に対応を図ることで活路を開拓することを狙うものである。

事業・活動の内容

洋風越前瓦「ヨーロピアン越前」の開発は中央会の支援を受け「中小企業活路開拓・調査実現化事業」により調査研究・試作・試供事業を展開した。調査研究・試作事業は産学官が連携、すなわち福井大学や福井県工業技術センター等と連携して商品開発を進めた。試供事業としては展示会への出展をし、「ヨーロピアン越前」のPRを行った。さらに、モデルハウスに洋風瓦を施工して受注促進の取り組みを開始した。これは県の「地域特産工業振興対策事業」の助成を受けて実施した。こうした取り組みを進めるとともに、行政機関等に対しては県の特産品としてPRを積極的に行った。

成果

開発した「ヨーロピアン越前」は雪と寒さに強く、耐久性があり、軽量という機能性に加



えて洋風住宅にマッチしたデザインやカラーが施されている。品質・機能・デザインとも上質であり、今日の消費者のニーズを開拓することが十分見込めるものと思われる。「ヨーロピアン越前」を組合が展示会を開催しPRするとともに、モデルハウスへの施工も行ったことで、組合員の洋風瓦の販売に対する意識が高まった。今後、組合及び組合員が積極的にこれをPRし、販路開拓に取り組むことにより組合や組合員の売上確保に大きな武器となるものと思われる。

▲組合HP

平成19年4月1日から 高年齢者雇用確保措置の 義務対象年齢が 63歳に引き上げられました

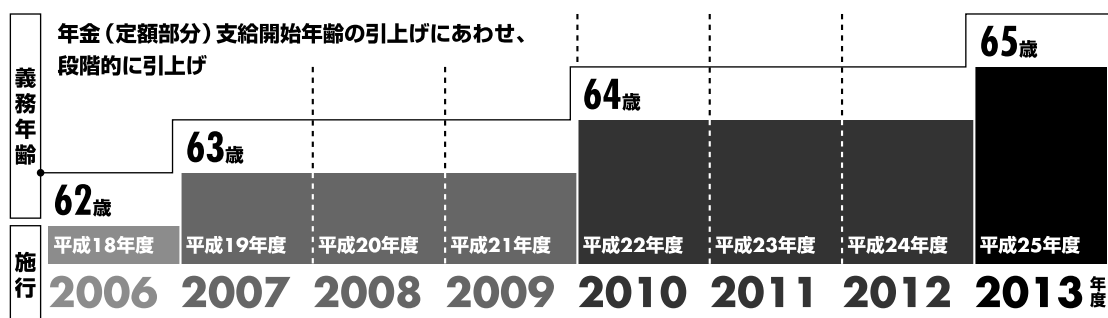
いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務づけられています

① 定年の引上げ

② 継続雇用制度の導入

③ 定年の定め廃止

※継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。



なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢（少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要）は次のとおりになります。

平成19年4月1日～21年3月31日

…………… > 60歳定年到達者：64歳

平成21年4月1日以降

…………… > 60歳定年到達者：65歳

高年齢者雇用確保措置の 実施に当たって 問題を抱えている事業主の方は…

相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧ください
<http://www.jeed.or.jp/>

お問合せは中央会まで
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html> もご覧ください。

わかやま

和歌山パワー

POWERで バックアップ!



平成19年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は

- ・企業合同面談会の開催
- ・就職能力向上セミナー・講習会の開催
- ・再チャレンジ支援事業(トライアル雇用)の推進
- ・無料職業紹介

を行っております。詳しくは支援機構まで!!

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL. **073-402-2111** FAX. **073-425-5086**

・Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

・ホームページ <http://www.waroushi.jp>

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

情報連絡員懇話会

12月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加(好転)割合 － 減少(悪化)割合

D I 値>0 … 景気上向き

D I 値＝0 … 景気横ばい

D I 値<0 … 景気下向き

業界景況／前月比

－52.5／前月比12.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 リ	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	→	↓
	織 維 同 製 品	→	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	↓	→	↓
	窯 業 土 石 製 品	↓	→	→	↓
	鉄 鋼 金 属	→	→	→	↑
	そ の 他	↑	↑	→	→
非 製 造 業	卸 売 業	→	→	→	→
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	→	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	→	↓	↓	↓
D I 値		－30.0	－42.5	－27.5	－52.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

総 評

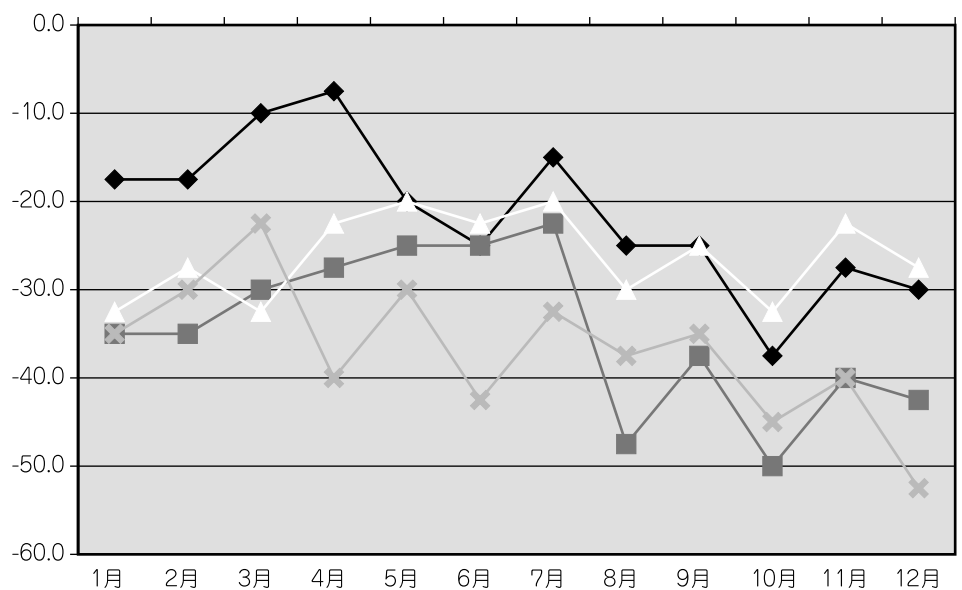
前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値：景気動向指数)は、マイナス52.5ポイントであり、同11月調査と比べて12.5ポイント悪化した。

同11月調査と比べ、「売上高」も2.5ポイント悪化、「収益状況」も2.5ポイント悪化、「資金繰り」も5ポイント悪化した。

12月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は17名、「悪化」との回答は22名で、「好転」との回答は1名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移

◆ 売上高
■ 収益状況
▲ 資金繰り
× 業界景況



● 製造業 ●

食 料 品	前半は昨年比より落ち込んでいたが、後半は前年比より大幅に伸び、全体としては前年対比はトントンの状況である。(紀州みなべ梅干)
繊維・同製品	直接費、間接費の値上がりを吸収、転嫁できない。かつてない程の苦境に追い込まれている。(ニット)
	原油価格高騰による影響が出てきている。(紀州繊維)
木 材・木 製 品	少々売上が増した様です。(手袋)
	相変わらず受注数、売上高、荒利等依然として低調の状況が続いている。又、材料の値上げ要請が来年1月から待ったなしで建具商品に転嫁出来ず苦しい状況である。稼働時間を短縮する企業も多く見られる。(建具)
化 学 ゴ ム	景況は最悪の状態です。(木工センター)
	組合員全員に対して聞き取り調査を実施した。結果、原油の値上がりで主原料はじめ副原料も値上がりしている。製品価格への転嫁は、他社との競合品については到底出来る状態ではない。一部の物に多少の転嫁が出来た現状で収益の悪化は進んでいる。(化成品)
窯業・土石製品	出荷量の前年比が20%減少した。各地区では工場の集約化を検討中。(県生コンクリート)
鉄 鋼・金 属	粗鋼国内生産の基本からアジアなど海外生産に向け動きだした。今後の動向に注目する必要がある。(住金協力企業)
そ の 他	ある程度期待していたが、もう一つ芳しくなかった。ニュースとして色々な声は聞こえてきたが、変化はなかった。(海南特産家庭用品)
	エナメルを中心にやや業績が上向き。但し持続性については不透明。(皮革)

● 非製造業 ●

小 売 業	12月は業界の皆さんの話を聞きますと過去最低の売上状況です。来客数、売上単価共に低調でした。1年を振り返りほとんど良い月はありませんでした。前年対比も1～3割の売上減少ではないでしょうか。(県時計貴金属眼鏡)
	12月の年末の実情はバブル以前の状況とは全く変わり、業種によっては、12月は平月よりも悪いのが社会の現状かと考えます。(田辺市)
商 店 街	フォルテワジマがオープン後、商店街の通行量が、市の調査では、昨年に比べほぼ2倍になったとの調査結果が出ました。今まで、土、日の方が人通りも少なかったが、逆に賑わう様になりました。まだまだ経済効果は現れませんが、今年は明るい兆しが形として見られる様になりました。(ふらくり丁)
サ ー ビ ス 業	昨年は「食」の不正事件が多く、年末から年始にかけて旅館の土産物売り場の売れ行きが大きく低下したのです。相次ぐ食品偽装で一瞬にして売店の売れ行きが低下する時代です。常に被害(火の粉)を浴びるのは中小企業で、弱い立場の私達が泣かされます。(旅館)
	宿泊人員(対前年同月比) 117.9%
	総売上 123.0%
	1人当たりの消費単価 104.3%
	総宿泊料金 113.7%
	1人当たりの宿泊単価 106.0%
	H18/1月～12月 宿泊人員 1,080,270人
	H19/1月～12月 宿泊人員 1,189,960人
	109,690人増(10.2%増)
	11月1館新規開業(144室)、12月1日より6月末まで改装の為1館休業(50室)、一部営業施設が1月より完全営業(80室)等、受入体制の変化もあったが、平成19年度は宿泊人員10.2%増で1,189,960人、平成8年の1,195,496人に次ぐ宿泊人員増となった。(白浜温泉旅館)
	ガソリン価格の高騰が普通車の新車販売に影響しているのが伸び悩んでいます。(田辺自動車)
建 設 業	公共工事の減少、原油高、材料費高影響。建築基準法改正による建築確認審査の延滞による資金繰り悪化。(電気工事)
運 輸 業	11月度に報告した通り12月の軽油価格は史上最高価格となりました。物量はほぼ前年並ですが、鉄鋼関係は11月度よりやや減少しています。又、みかん等の果実関係も前年よりやや減少した。軽油価格の高騰が運賃に転嫁出来ない為に、ドライバーの賃金がままならず、これによりドライバー不足が生じている。(市運送)

充実した中央会共済制度のご案内

— 堂々のラインナップ! —

共済制度実施団体 ● 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 ● 中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金保障）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1-11 大岩ビル TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故費用共済

もしものとき…お手軽な掛金でもうひとつの安心を!

補償内容（共済金額300万円契約の場合）

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。		
	負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき（1事故につき）	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計300万円までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 死亡臨時費用共済金（一時金として支給）30万円
後遺障害共済金 （障害級別による）	12～300万円	12～300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分 または300万円限度	（1人あたり） 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により、 合計300万円までの実費を支給 契約者側にも過失のある場合 入通院臨時費用共済金（一時金として支給）3万円 （3日以上通院または入院で、1事故につき）

特約

対物担保特約（1事故につき） 30,000円 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき（1共済期間内に1回）

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。（特約を除く）

車種別共済掛金

共済金額	300万円
車種	年 払
自家用乗用自動車	10,000円
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用普通貨物自動車（2t超）	17,500円
自家用普通貨物自動車（2t以下）	14,500円
自家用小型貨物自動車	10,000円
自家用軽貨物自動車	5,500円

（対物担保特約掛金は含んでいます。）

ご契約いただけない車

1. 登録番号9及び90から99の特殊車輛
2. 営業用車輛（タクシー・運送会社の貨物車）
3. ダンプカー・ブルドーザー等

問 合 先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長 

- ①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
- ③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥特約により地震などの天災を補償！
- ⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

経営安心部長 

- ①お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
 - ②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限りです。
 - ④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
 - ⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯

健保 

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ①健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

0120-228-385 0120-220-557
受付時間 9:00~17:00
受付時間 9:00~17:00
受付時間 9:00~17:00



水門祭(串本町)



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp